

使用開始日 2014年9月19日

追加型投信／内外／債券



投資信託説明書(交付目論見書)

2014.9.19

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 国際投信投資顧問株式会社

ファンドの運用の指図を行う者

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

フリーダイヤル 0120-759311

(受付時間/営業日の9:00～17:00)

ホームページ <http://www.kokusai-am.co.jp>

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管および管理を行う者

- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

国際投信投資顧問

グローバル高金利通貨
オープン

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本投資信託説明書(交付目論見書)により行う「グローバル高金利通貨オープン(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年9月18日に関東財務局長に提出しており、平成26年9月19日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

| | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 委託会社名 | 国際投信投資顧問株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 |
| 設立年月日 | 1983年3月1日(昭和58年3月1日) |
| 資本金 | 26億8千万円 |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 3兆4,351億円 (2014年7月末現在) |

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|-----------------------------|--------------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券) (債券一般) | 年12回 (毎月) | グローバル (日本含む) | ファミリー ファンド | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 先進国と新興国のソブリン債券*1 および準ソブリン債券*2 を主要投資対象とします。

- ◆先進国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて先進国の債券に、新興国高金利通貨オープン マザーファンドを通じて新興国の債券に投資します。
- ◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。



*1 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2 【準ソブリン債券】 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

特色 2

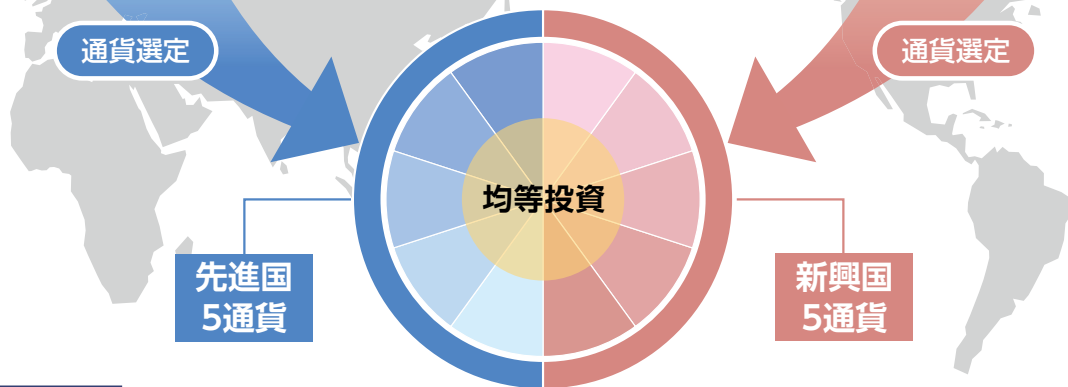
先進国と新興国の債券に当ファンドの純資産総額の50%程度ずつ投資し、それぞれの割合が一定の範囲となるよう調整します。

- ◆原則として、相対的に金利の高い先進国5通貨、新興国5通貨を選定し、現地通貨建の債券に均等に投資します。
- ◆原則として、選定通貨の見直しは、定期的に行います。
 - 委託会社が必要と判断した場合は、別のタイミングで一部通貨の入替えを行うことがあります。
- ◆残存期間が3年を超える債券には、原則として投資を行いません。
 - ※市況動向等によっては、選定した通貨建債券等の代替として、米ドル建等の債券等に投資する場合があります。
 - また、流動性等を考慮して、為替予約取引等を利用して各国通貨への実質的な投資を行う場合があります。
- ◆原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国 (2014年7月末現在)

| 先進国 (計20カ国) | 新興国 (計14カ国) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------|-----|------|--------|------|--------|------|-------|----|--------|------|--------|-----|------|--------|------|----------|-----|-------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|-------|-------|------|-------|-----|-----|-------|----|-----|--------|-------|-------|
| <p>J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル採用国および委託会社が判断する国を対象とします。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td> オーストラリア</td> <td> フランス</td> <td> ドイツ</td> </tr> <tr> <td> イギリス</td> <td> アイルランド</td> <td> イタリア</td> </tr> <tr> <td> フィンランド</td> <td> オランダ</td> <td> ノルウェー</td> </tr> <tr> <td> 日本</td> <td> シンガポール</td> <td> スペイン</td> </tr> <tr> <td> スウェーデン</td> <td> スイス</td> <td> アメリカ</td> </tr> <tr> <td> オーストリア</td> <td> ベルギー</td> <td> ニュージーランド</td> </tr> <tr> <td> カナダ</td> <td> デンマーク</td> <td></td> </tr> </table> | オーストラリア | フランス | ドイツ | イギリス | アイルランド | イタリア | フィンランド | オランダ | ノルウェー | 日本 | シンガポール | スペイン | スウェーデン | スイス | アメリカ | オーストリア | ベルギー | ニュージーランド | カナダ | デンマーク | | <p>J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット採用国を対象とします。</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td> ブラジル</td> <td> コロンビア</td> </tr> <tr> <td> フィリピン</td> <td> マレーシア</td> </tr> <tr> <td> メキシコ</td> <td> ポーランド</td> </tr> <tr> <td> ロシア</td> <td> トルコ</td> </tr> <tr> <td> ハンガリー</td> <td> チリ</td> </tr> <tr> <td> ペルー</td> <td> ナイジェリア</td> </tr> <tr> <td> 南アフリカ</td> <td> ルーマニア</td> </tr> </table> | ブラジル | コロンビア | フィリピン | マレーシア | メキシコ | ポーランド | ロシア | トルコ | ハンガリー | チリ | ペルー | ナイジェリア | 南アフリカ | ルーマニア |
| オーストラリア | フランス | ドイツ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イギリス | アイルランド | イタリア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フィンランド | オランダ | ノルウェー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | シンガポール | スペイン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スウェーデン | スイス | アメリカ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オーストリア | ベルギー | ニュージーランド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カナダ | デンマーク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブラジル | コロンビア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フィリピン | マレーシア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メキシコ | ポーランド | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロシア | トルコ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハンガリー | チリ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペルー | ナイジェリア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南アフリカ | ルーマニア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※上記の2つのインデックスで採用されている国(または通貨)がある場合には、委託会社が先進国または新興国のいずれの対象国となるかを判断します。



通貨選定について

- 各通貨の金利水準を最重要視します。
 - 各国のファンダメンタルズや市場規模、流動性等も考慮します。
 - ユーロ通貨の金利は、投資対象国のユーロ採用国の中から最も金利の高い国の金利を採用し、実際に投資する場合は、原則として同国の債券に投資します。
- ※各国のファンダメンタルズや市場規模等を考慮して、選定通貨数を先進国および新興国で5通貨ずつ(合計10通貨)としない場合があるほか、各国の流動性や金利状況等を勘案して、各通貨への投資配分を均等としない場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色

3

「新興国高金利通貨オープン マザーファンド」の運用指図権限を
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

- ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

特色

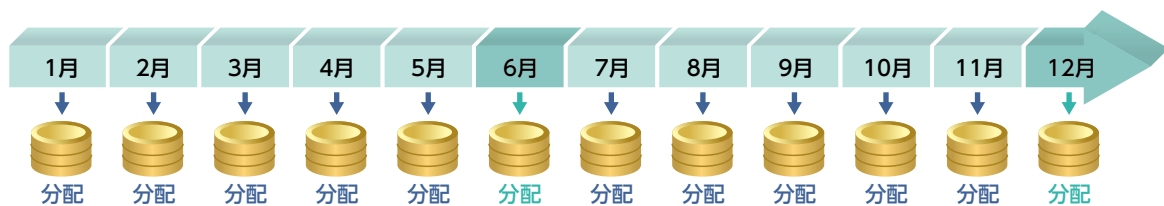
4

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- ◆ 毎年6月および12月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

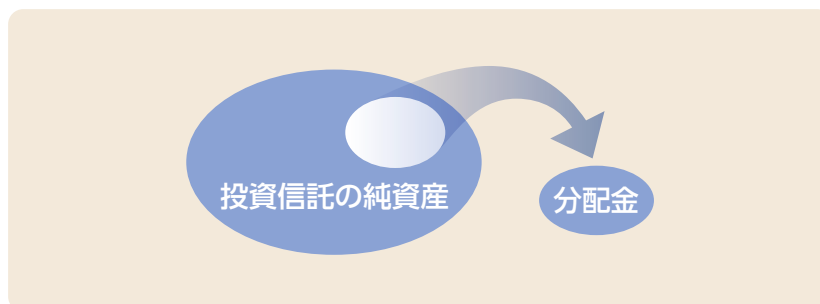


上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

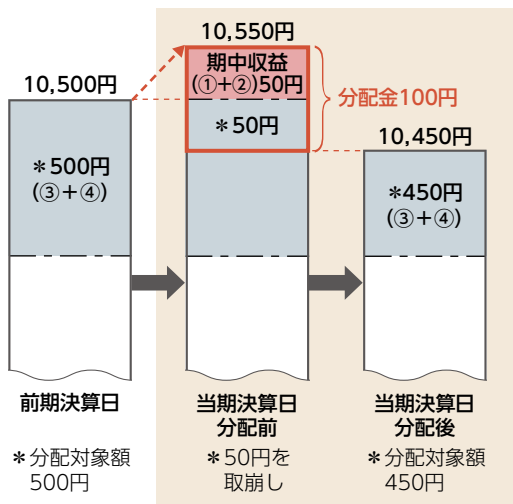
投資信託から分配金が支払われるイメージ



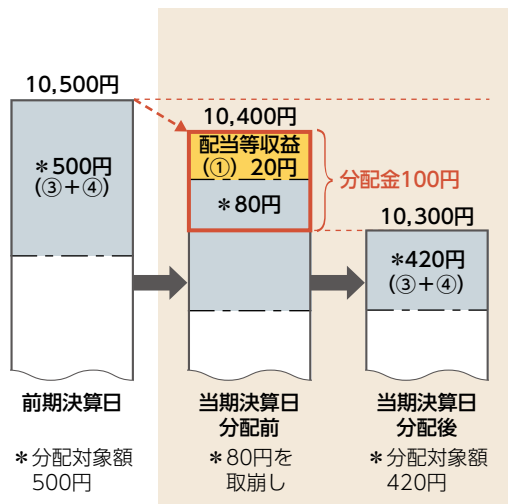
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合（イメージ）



前期決算日から基準価額が下落した場合（イメージ）



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

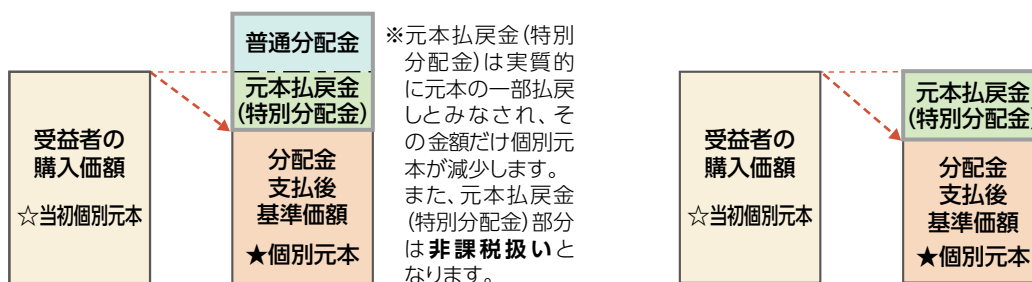
- 期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
- 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



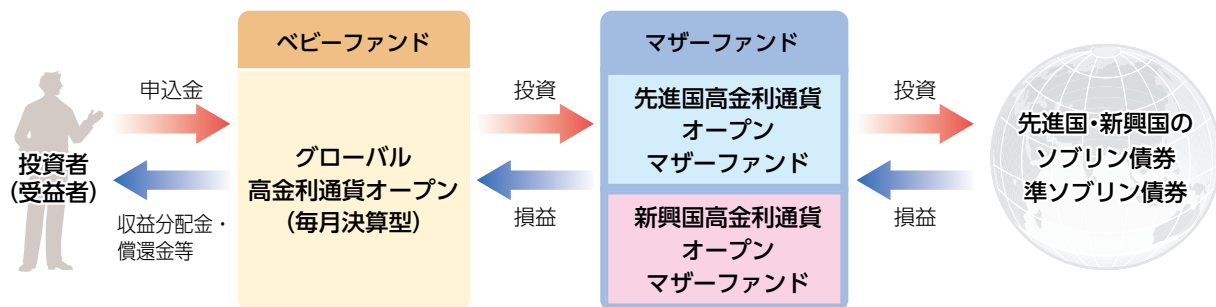
普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

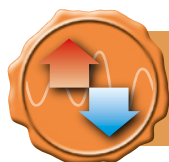
| | |
|-----------------|---------------------------------------------------|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 |
| ソブリン債券以外への投資 | ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の35%以内とします。 |
| 同一企業が発行する債券への投資 | 同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。 |

使用している指数について

● J.P. モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・グローバル (J.P. Morgan GBI Global)

● J.P. モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット (J.P. Morgan GBI-EM)

情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

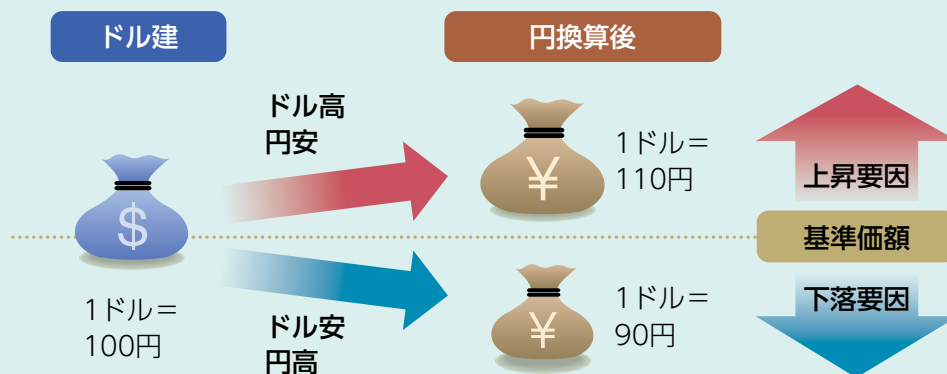
したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。

主な変動要因は以下の通りです。

為替変動 リスク

当ファンドは、原則として10通貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安)になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高)になれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク のイメージ

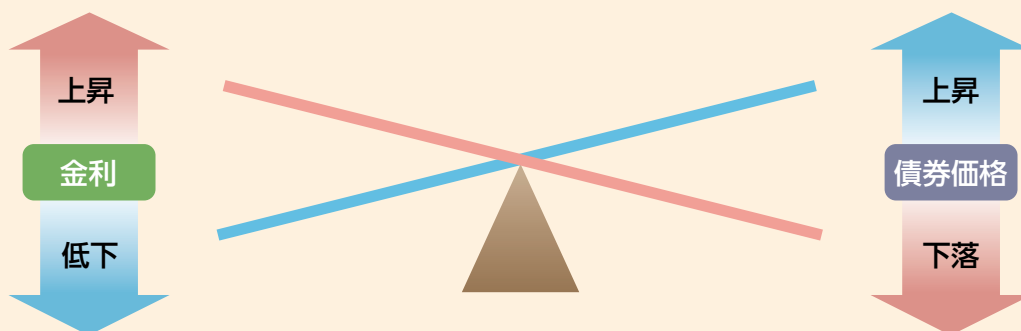


金利変動 リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。

金利変動による 債券価格の変動 イメージ



信用リスク (デフォルト・ リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・ リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■ リスクの管理体制

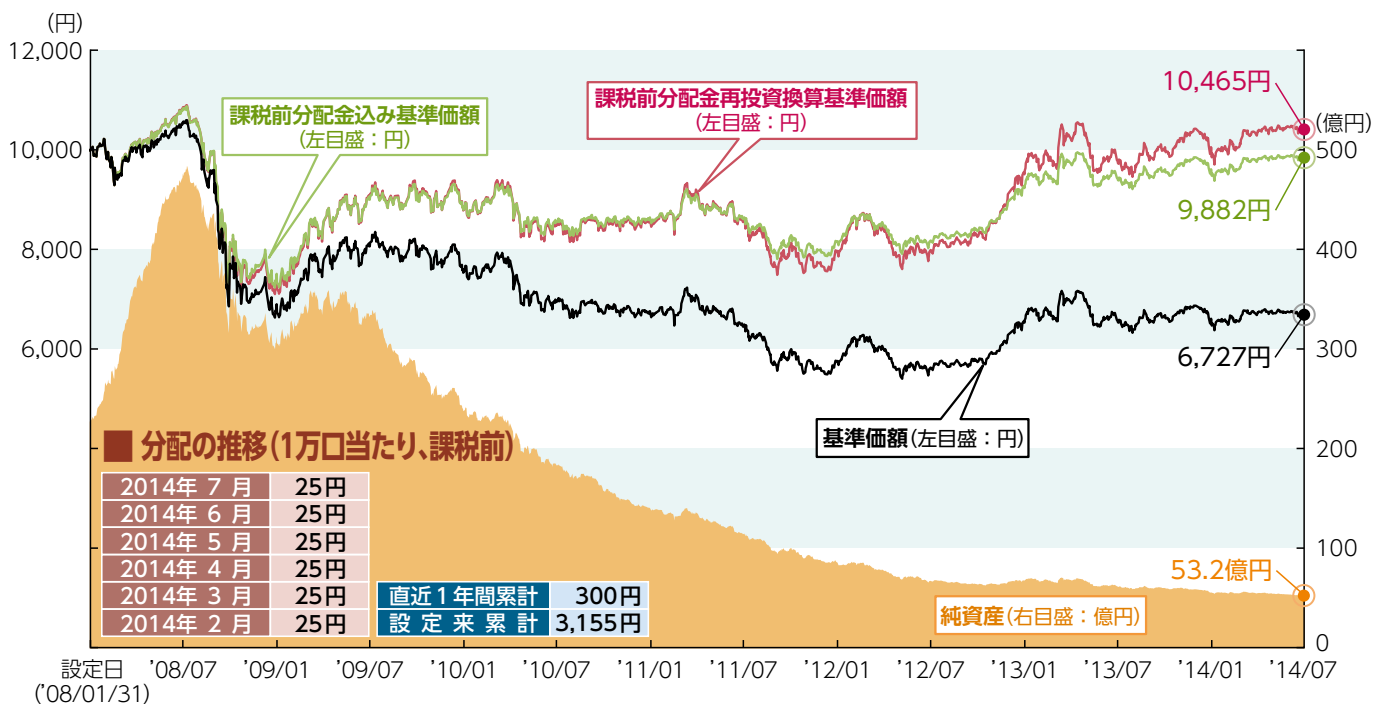
リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。



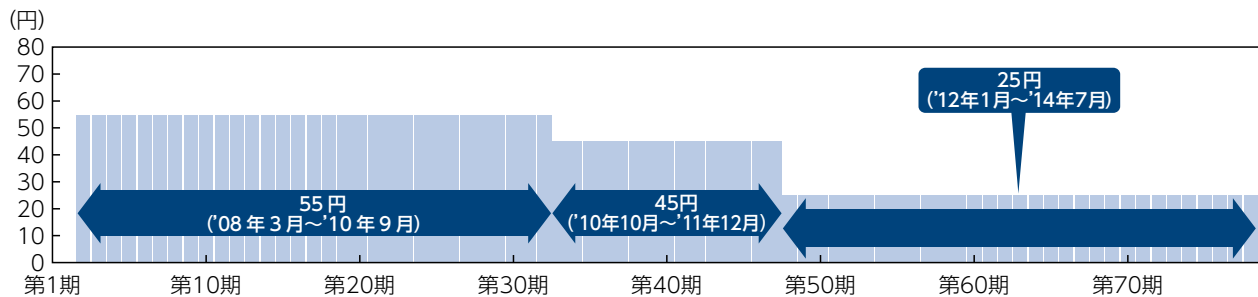
運用実績 (最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください)

2014年7月31日現在

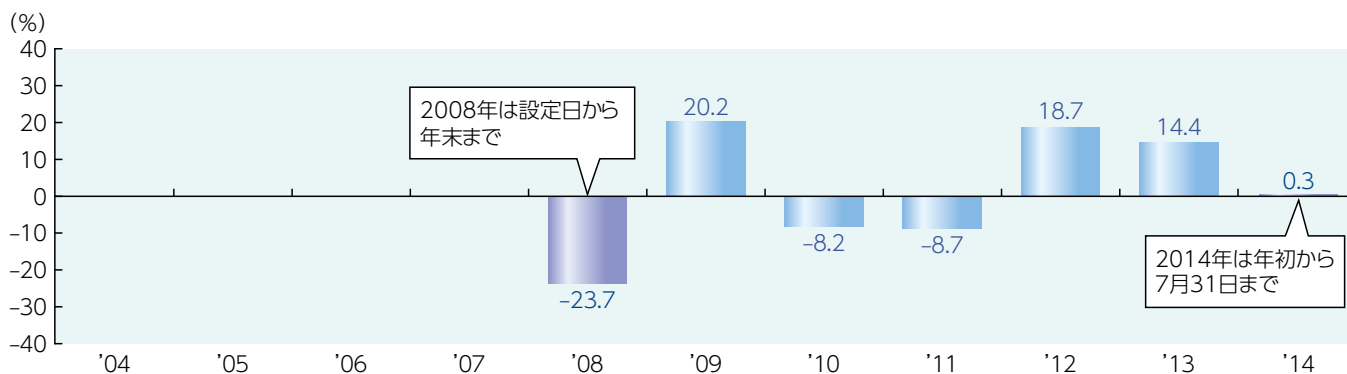
■ 基準価額・純資産の推移



■ 設定来の分配の推移 (1万口当たり、課税前) ※第1期(2008年2月)の決算時は、分配を行いませんでした。



■ 年間収益率の推移 (暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。
- 課税前分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の課税前分配金累計を加算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

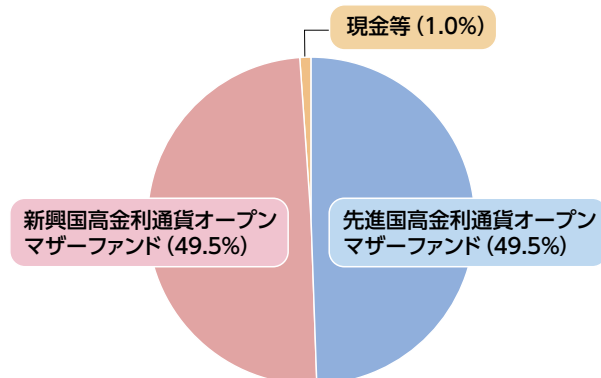


運用実績 (最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。)

2014年7月31日現在

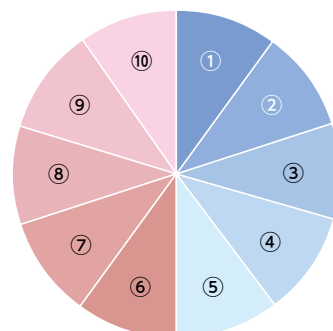
■ 主要な資産の状況

● マザーファンドの組入比率



● 通貨別債券構成比

- ①ユーロ(イタリア) (10.1%)
- ②カナダ・ドル (10.0%)
- ③ノルウェー・クローネ (9.5%)
- ④ニュージーランド・ドル (10.2%)
- ⑤オーストラリア・ドル (10.3%)
- ⑥南アフリカ・ランド (10.1%)
- ⑦ブラジル・レアル (9.8%)
- ⑧トルコ・リラ (9.9%)
- ⑨ナイジェリア・ナイラ (10.5%)
- ⑩ロシア・ルーブル (9.5%)



● 各マザーファンドの主要な組入銘柄(評価額上位)

先進国高金利通貨オープン マザーファンド

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 通貨 | 利率 (%) | 償還期限 | 比率 (%) |
|------------|------|------------------|-------------|--------|-------------|--------|
| 1 オーストラリア | 国債証券 | AUD GOVT. BOND | オーストラリア・ドル | 4.50 | 2014年10月21日 | 10.0 |
| 2 ニュージーランド | 国債証券 | NEW ZEALAND GOVT | ニュージーランド・ドル | 6.00 | 2015年 4月15日 | 9.9 |
| 3 イタリア | 国債証券 | ITL GOVT. BOND | ユーロ | 4.75 | 2017年 6月 1日 | 9.8 |
| 4 カナダ | 国債証券 | CANADIAN GOVT | カナダ・ドル | 2.75 | 2016年 9月 1日 | 9.7 |
| 5 ノルウェー | 国債証券 | NORWEGIAN GOVT | ノルウェー・クローネ | 5.00 | 2015年 5月15日 | 9.2 |

新興国高金利通貨オープン マザーファンド

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 通貨 | 利率 (%) | 償還期限 | 比率 (%) |
|----------|------|-------------------|------------|--------|------------|--------|
| 1 ナイジェリア | 国債証券 | NIGERIA T-BOND | ナイジェリア・ナイラ | 4.00 | 2015年4月23日 | 10.2 |
| 2 ブラジル | 国債証券 | BRAZIL NTN-F | ブラジル・レアル | 10.00 | 2015年1月 1日 | 8.1 |
| 3 トルコ | 国債証券 | TURKEY GOVT BOND | トルコ・リラ | 7.50 | 2014年9月24日 | 7.4 |
| 4 南アフリカ | 国債証券 | SOUTH AFRICA GOVT | 南アフリカ・ランド | 13.50 | 2015年9月15日 | 6.0 |
| 5 ロシア | 国債証券 | RUSSIA-OFZ | ロシア・ルーブル | 6.88 | 2015年7月15日 | 5.7 |

注記事項

- ・比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、各マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ・通貨別債券構成比は、当ファンドにおける各マザーファンドの組入比率と当該各マザーファンドにおける通貨別の債券の組入比率(未収利息等を含みます。)に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- ・現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>購入時</p> | 購入単位 | 販売会社が定める単位 |
| | 購入価額 | 購入受付日の翌営業日の基準価額 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| <p>換金時</p> | 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| | 換金価額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 *換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% をかけた額とします。 |
| | 換金代金 | 原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。 |
| <p>申込について</p> | 申込不可日 | ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 |
| | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 |
| | 購入の申込期間 | 平成26年9月19日から平成27年9月17日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。 |
| <p>その他</p> | 信託期間 | 平成30年1月22日まで(平成20年1月31日設定) |
| | 繰上償還 | 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。 |
| | 決算日 | 毎月22日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| | 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 6ヵ月ごと(毎年6月および12月の決算日を基準とします。)および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。 |
| 課税関係 | 課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 | |



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料 | 購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 上限3.24% (税込) (上限3.00% (税抜)) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。) |
| 信託財産留保額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% をかけた額とします。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 年率0.972% (税込) (年率0.900% (税抜)) をかけた額とします。 各支払先への配分(税抜)は次の通りです。 | | |
| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | 0.440% | 0.430% | 0.030% |
| | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 | | |
| | ●運用指図権限の委託先への報酬 委託会社が受取る運用管理費用から年2回の別に定める日をもって支払うものとし、その報酬額は、新興国高金利通貨オープン マザーファンドの日々の純資産総額に年0.3%の率をかけて得た額を、同マザーファンドに対する当ファンドの所有割合で按分した額とします。 | | |
| その他の費用・ 手数料 | 監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.00432% (税込) (年率0.00400% (税抜))以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 | | |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|---------------------------------------------|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% |

※上記は、平成26年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。